一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会 組織運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会(以下、「協議会」という。)の円滑かつ 適正な運営を図るため、定款第43条第2項及び第44条第2項の規定による組織を含め、その所管す る業務内容を定める。

(組織)

- 第2条 協議会の目的を達成するため、次の組織を設置することができる。
 - (1)正副会長会
 - (2)委員会
 - (3)特別委員会
 - (4)プロジェクト
 - (5)ブロック会
 - 2 ブロック会については、大津ブロック会、南部ブロック会、甲賀ブロック会、東近江ブロック会、湖東ブロック会、湖北ブロック会、高島ブロック会の7つのブロック会とする。

(組織運営の原則)

- 第3条 社員(理事を含む)は、自らが所属する前条の組織活動においては次の事項を誠実に履行することを原則とする。
 - (1) 定款に掲げる目的の達成を第一義とする。
 - (2) 会務には積極的かつ誠実に活動する。
 - (3) 協議会の使命に基づいて判断する。
 - (4) 他の社員及び他の委員会等ともよく協調連携する。
 - (5) 知りえた秘密は他に漏らさない。

(招集)

- 第4条 正副会長会、ブロック長会は会長が招集する。
 - 2 委員会は委員長が招集する。
 - 3 特別委員会、プロジェクト及びブロック会は、委員長またはブロック長が招集する。

(報告と承認)

- 第5条 正副会長会は事務局が議事録をまとめて会長に報告する。
 - 2 委員会は、委員長が議事録をまとめ、事業内容等を理事会に報告する。重要事項については理 事会の承認を得なければならない。
 - 3 特別委員会、プロジェクト及びブロック会は、必要に応じその委員長またはブロック長が議事録を まとめ、理事会に報告する。

第2章 組織及び業務分掌

(正副会長会)

第6条 正副会長会は次の事項を協議し、理事会、または総会に諮る。

- (1) 総会及び理事会の円滑な運営を図るため必要な事項
- (2) 関係官庁、企業及び団体等との折衝及び契約に関する事項
- (3) 表彰、慶弔、災害等への援助活動に関する事項
- (4) 各委員会の活動の取りまとめに関する事項
- (5) その他、特に重要な事項

(委員会)

第7条 社員(但し、正副会長を除く)はいずれかの委員会に属する。

- 2 委員会は、事業計画において定める。
- 3 委員会は、委員長のほか、必要に応じ副委員長をおくことができる。
- 4 委員長は理事の中から会長が指名する。副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員会に部会を設けることができる。

(特別委員会及びプロジェクト)

第8条 本会は必要に応じ特別委員会及びプロジェクトを設置することができる。

2 特別委員会及びプロジェクトは、委員長のほか、必要に応じ副委員長をおくことができる。

(ブロック会)

第9条 ブロック会は、次の事項を担当する。

- (1)ブロック内行政関係機関、関係団体等との連絡調整
- (2)ブロック内会員施設との情報交換、連絡調整、研修及び交流
- (3)ブロック内の福祉課題解決のための連携
- (4)災害時等における緊急応援体制の実施

(森 ()

第10条 この規程の改廃は理事会に諮るものとし、決議は、定款第20条第1項の規定に基づく。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

付則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。